

東京地裁 船舶の評価を巡る事件で国敗訴

株式贈与に係る贈与税の決定処分等を全部取消し

東京地方裁判所(民事第51部:清水知恵子裁判長)は10月1日、原告(個人)が、贈与で取得した海上運送業等を行う会社の株式を「純資産価額方式」で評価する上での基礎となる“船舶”の評価を巡り争われた事件について、国が行った贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分の全てを取り消した(平成28年(行ウ)第413号)。

株式評価の基礎となる“船舶”の評価額が問題に

本件の原告は、海上運送業等を行うX社の代表取締役Aである。Aは、平成21年2月28日(本件贈与日)、Aの母から、X社と同じく海上運送業等を行うY社の株式20株(取引相場のない株式、Y社株式)の贈与を受けたが、リーマン・ショックの影響等により、Y社株式の価額は0円であり、贈与税額は生じないとして、贈与税の申告を行わなかった。

Y社株式は、「純資産価額方式(評基通185)」で評価するところ、Y社は、パナマ共和国のペーパーカンパニー(パナマ子会社)の発行済株式の全部を保有しており、そのパナマ子会社が、Y社株式の価額の算定の基礎となる“本件船舶(67隻)”を所有していた。

Aは、“本件船舶”の評価額は約1,700億円となり、パナマ子会社の資産額よりも負債額が上回るため、パナマ子会社株式とY社株式の価額は、いずれも0円になると主張。一方

の国は、“本件船舶”の評価額は約2,200億円となり、パナマ子会社株式の価額(純資産価額)は約374億円、Y社株式の価額は約43億円で、贈与税額は約21億円になるなどとして贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を行ったことで争いとなった。

争点は、本件贈与日時点のY社株式の価額だが、具体的には、Y社株式の価額の算定の基礎となる“本件船舶(67隻)”の評価額について争われている。

東京地裁 贈与税額は0円・国の処分は違法と判断

■“見込まれる収益価値”を考慮して評価

東京地裁は、まず、船舶の評価額は、原則、売買実例価額又は精通者意見価格等を参酌して評価するところ(評基通136)、「精通者意見価格」における船価鑑定具体的な手法は精通者間においても一様ではないことなどから、その合理性の認定は慎重に行わなければならないとした。

【参考1】本件の概要(イメージ)



- ・Y社株式の評価は、パナマ子会社株式(純資産価額)を加味する(純資産価額方式)。
- ・パナマ子会社株式の評価は、船舶(67隻)を加味する(純資産価額方式に準じて評価)。
- ➔Y社株式の価額の算定の基礎となる“船舶(67隻)”の評価額が問題に!

本件において、国とAは、別の鑑定業者に依頼し、「精通者意見価格」を参酌して“本件船舶”の評価を行っている。国が依頼した鑑定業者は、“本件船舶(67隻)”のうち33隻を「取引事例比較法」、34隻を「建造船価償却法」に基づき評価した一方で、Aが依頼した鑑定業者は、“本件船舶(67隻)”のすべてを「収益還元法」に基づき評価していた。

この点、“本件船舶”には、「定期備船契約(所有者が運航可能な状態で船舶を貸し渡し、船舶を借り受けた備船者が定額の備船料を支払う契約)」が付されていた。定期備船契約は、契約ごとの個性が高く、見込まれる運航収入の多寡によって船舶の経済的価値は大きく異なる。

そのため、東京地裁は、定期備船契約付き船舶の客観的な交換価値を得るためには、評価時以降もその契約が存続する蓋然性がある限り、その契約において“見込まれる収益価値”を考慮して評価することが相当とした。

■国が採用した船舶評価のほとんどが不合理

その上で、東京地裁は、原処分を行った国の鑑定について検討。33隻の船舶に「取引事例比較法」が用いられているところ、抽出した比較対象船舶の価格等は不合理ではないとした一方、「定期備船料の調整(契約備船料と

市場備船料との差額を調整)」を問題視した。

具体的に、東京地裁は、国の鑑定では、「定期備船料の調整」が、備船期間(運送用船舶の借受期間)3年以下の船舶10隻にしか行われていないと指摘。備船期間が1年異なるだけで備船料は大きく異なる場所、備船期間3年超の23隻の船舶に調整が行われていないことは、その定期備船契約において“見込まれる収益価値”の正当な評価を損なうものであり、合理性を欠くとした。結果、備船期間3年以下の10隻の評価額は精通者意見価格として認められる一方で、備船期間3年超の23隻の評価額は精通者意見価格として参酌できないとしている。

さらに、国の鑑定に係る残りの34隻の船舶の評価(「建造船価償却法)」についても、市況の変化の補正がされていないため、精通者意見価格として参酌できないとした。

一方で、Aが採用した「収益還元法」に基づく評価は、合理性があると認定。結果、「収益還元法」等に基づき評価した“本件船舶”を基礎にパナマ子会社株式及びY社株式を評価すると、その価額はいずれも0円となり、Y社株式に係る贈与税も0円となるため、国が行った贈与税の決定処分等は違法であると判断している。

【参考2】国とAが依頼した鑑定業者が採用した評価方法

取引事例比較法	評価対象船舶に対し、類似船の評価時に近接した時期における売買実例を参考に、事情補正や時点修正を行い算定する手法。
建造船価償却法	評価対象船舶の建造船価を用いて評価する手法。
収益還元法	一定期間中の備船料収入に調整を行い、現在価値に割り引く手法。

ポイント

本件では、船舶自体の評価のみならず、定期備船契約において“見込まれる収益価値”も考慮して評価すべきと示された点がポイントの一つである。争点が、船舶の評価であるため、実務上、多くある事例ではないものの、当初、国が行った贈与税額約21億円の決定処分等(裁決により処分の一部が取り消され、贈与税額は約5億円)の全てが取り消されたことは、インパクトが大きい。

現時点(10/7)で、国からの控訴は行われていない。